業務及び財産の状況に関する説明書類

第 22 期　令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

令和 8 年 6 月 29 日作成
監査法人名　なぎさ有限責任監査法人
所在地　大阪市中央区北浜 1 丁目 8 番 16 号
代表者　山根武夫

一．業務の概要

１．監査法人の目的及び沿革

(1) 監査法人の目的

一　財務書類の監査又は証明の業務

二　財務書類の調整、財務に関する調査若しくは立案又は財務に関する相談の業務

(2) 監査法人の沿革

平成 16 年 9 月　大阪市北区になぎさ監査法人を設立
平成 16 年 10 月　主たる事務所を大阪市北区に移転
平成 22 年 9 月　主たる事務所を大阪市中央区に移転
令和 7 年 7 月　有限責任監査法人に移行

２．無限責任監査法人又は有限責任監査法人のいずれかであるかの別

有限責任監査法人

３．業務の内容

(1) 業務概要

会計監査
財務に関するコンサルティング
財務調査
その他

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

該当事項なし

(3) 監査証明業務の状況

令和 8 年 3 月 31 日現在

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
①金商法・会社法監査	2 社	2 社
②金商法監査	1 社	－
③会社法監査	5 社	－
④学校法人監査	－	－
⑤労働組合監査	－	－
⑥その他法定監査	2 社	1 社
⑦その他任意監査	2 社	－
計	12 社	3 社

(4) 非監査証明業務の状況

大会社等　該当なし

その他の会社等　28 社

4．業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

① 経営の基本方針

経営の基本方針として経営理念、業務範囲、品質方針を定め、周知している。

この中で、「会計監査業務が独占的に認められている社会的使命・社会的責任を認識し、品質を最優先する」ことを明確にしている。

監査業務の執行の適正を確保するため、監査の品質管理規程を定め、また、これに関連する具体的な方針手続きを監査の品質管理規程細則に定めたうえで、周知し適用している。

② 経営管理に関する措置

経営意思決定の最高機関として社員会を設置している。その運営に関しては社員会規程を定めその運営の適性を確保している。

経営管理に関する一部の職務の執行については理事を設置し、その職務の執行を委任している。理事の職務執行の内容については社員会へ報告を行うことが社員会規程において定められている。

また、品質管理委員会及びコンプライアンス委員会を設置し品質管理及びコンプライアンスに関する経営管理体制を強化している。

③ 法令遵守に関する措置

業務の適正な執行を確保するための体制の整備及び運用の責任者として品質管理責任者を設置し、品質管理責任者が法令及び基準等を踏まえて業務の適正な執行を確保するための方針もしくは手続を定めて運用している。また、コンプライアンス委員会を設置し、法定遵守を確保するための体制を強化している。

④ その他

監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価するための外部の第三者を選任設置している。

(2) 上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するために必要な業務の品質の管理を行う専任の部門の設置又は主として従事する公認会計士（以下「専担者」という。）の選任の状況

① 専任の部門の設置または専担者の選任の状況

当法人の代表社員のうち 1 名を、その経験及び能力を勘案のうえ、専担者として選任している。

② 専任の部門又は専担者と、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を行うための部門等との間における独立性の確保の状況

専担者は上場会社の監査チームには原則として加わらない。但し審査担当者として監査チームに加わることはある。その場合は当該監査業務に係る品質管理活動及び定期的検証については品質管理担当補佐が行う。

(3) 業務の品質の状況等の評価

① 基準日

令和 8 年 3 月 31 日

② 業務の品質の管理の目的

監査事務所及び専門要員が、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に従って自らの責任を果たすとともに、当該基準及び法令等に従って監査業務を実施するため、また、監査事務所または監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行するための合理的な保証を提供することを目的とする。

③ 基準日における業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

ア．業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の保持

監査の品質管理規程において、当法人及び専門要員が関連する職業倫理に関する規定を順守することを合理的に確保するために、職業倫理の遵守に関する方針及

び手続を定めて適用している。
また、当法人、専門要員及び該当する場合は独立性の規定が適用されるその他の者が職業倫理に関する規定に含まれる独立性の規定を遵守することを合理的に確保するために、独立性の保持のための方針及び手続を定めて適用している。
当該規程には、職業倫理の研修に関する事項、担当者の長期間の関与に関する方針及び手続を含めている。
これらに関するより具体的な方針及び手続は監査の品質管理規程細則に定めて適用している。

イ．業務に係る契約の締結及び更新
監査の品質管理規程において、関与先との契約の新規の締結または更新に関する方針及び手続を定めて適用している。
当該規程には、関与先の誠実性の検討に関する事項、適性、能力及び人的資源の検討に関する事項、契約の更新の判断に与える影響、締約の締結を辞退する原因に基づく契約の解除に関する事項を含めている。
これらに関するより具体的な方針及び手続は監査の品質管理規程細則に定めて適用している。

ウ．業務を担当する社員その他の者の選任
業務を担当する社員その他の者の選任については、業務の内容、必要とされる能力経験、各自の業務量や時間的余裕度などを踏まえ適切に選任するための方針及び手続きを品質管理規程並びにその細則において具体的に定めており、当該方針及び手続きに従って専任している。

エ．人材、情報通信技術その他の業務の運営に関する資源の取得又は開発、維持及び配分
(ア)社員の報酬の決定に関する事項
監査の品質管理規程において、監査業務の品質が優先するということが当法人の方針であり、この方針を、専門要員の評価、報酬及び昇進（インセンティブ・システムを含む。）等の人事に関する方針及び手続に反映させることを定めている。
これを踏まえて、社員昇進・報酬規程を定めて適用している。

(イ)社員及び使用人その他の従業者の研修に関する事項
監査の品質管理規程において、社員及び使用人その他の従業者の研修に関する方針及び手続を定めて適用している。
これらに関するより具体的な方針及び手続は監査の品質管理規程細則に定めて適用している。

(ウ)その他

監査の品質管理規程において、業務を担当する社員その他の者の採用、教育、訓練、評価及び選任に関する方針及び手続を定め適用している。

当該規程には、専門要員の採用に関する事項、専門要員の適正及び能力に関する事項、専門要員の評価、報酬及び昇進に関する事項、専門要員の必要数の予測に関する事項、監査チームの選任に関する事項を含めている。

これらに関するより具体的な方針及び手続は監査の品質管理規程細則に定めて適用している。

オ．業務の実施及びその審査

(ア)専門的な見解の問合せ

監査の品質管理規程において、専門的な見解の問合せに関する方針及び手続を定めて適用している。

これらに関するより具体的な方針及び手続は監査の品質管理規程細則に定めて適用している。

(イ)監査上の判断の相違の解決

監査の品質管理規程において、監査上の判断の相違の解決に関する方針及び手続を定めて適用している。

これらに関するより具体的な方針及び手続は監査の品質管理規程細則に定めて適用している。

(ウ)監査証明業務に係る審査

監査の品質管理規程において、監査証明業務に係る審査に関する方針及び手続を定めて適用している。

当該規程には、審査の内容、実施時期及び範囲に関する事項、審査担当者の適格性に関する事項、審査担当者の客観性に関する事項、審査の記録及び保存に関する事項、審査を実施しない場合に関する事項を含めている。

これらに関するより具体的な方針及び手続は監査の品質管理規程細則に定めて適用している。

(エ)監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

監査ファイルの電子化は行っていないが、監査調書の不適切な変更を防止するために、監査の品質管理規程細則において、監査ファイルの最終的な整理後に、監査調書を不適切に修正又は追加することを防止するための規定及び仕組みを定めて適用している。

具体的にはアーカイブ後の監査調書は専担者のみがアクセス可能な外部倉庫に保管することとしている。
なお、今後１年ないし２年以内に監査ファイルの電子化を行う予定である。

(オ)その他

監査の品質管理規程において、業務の実施及びその審査に関する方針及び手続を定めて適用している。
当該規程には、指示、指導、監督及び実施に関する事項、監査調書の査閲に関する事項、監査事務所内における監査責任者の全員の交代に関する事項、監査ファイルの最終的な整理に関する事項、監査調書の管理に関する事項、監査調書の保存及び廃棄に関する事項、監査調書の所有権に関する事項を含めている。
これらに関するより具体的な方針及び手続は監査の品質管理規程細則に定めて適用している。

カ．業務に関する情報の収集及び伝達

監査の品質管理規程において、業務に関する情報の収集及び伝達に関する方針及び手続を定めて適用している。

キ．前任及び後任の公認会計士又は監査法人との間の業務の引継ぎ

監査の品質管理規程において、前任及び後任の公認会計士又は監査法人との間の業務の引継ぎに関する方針及び手続を定めて適用している。
これらに関するより具体的な方針及び手続は監査の品質管理規程細則に定めて適用している。

ク．アからキまでに掲げる事項についての責任者の選任その他の責任の所在の明確化

監査の品質管理規程において、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する責任者の選任その他の責任の所在の明確化に関する方針及び手続を定めて適用している。具体的には、品質管理システムに関する最高責任者、品質管理システムの整備及び運用に関する責任者、モニタリング及び改善プロセスの運用に関する責任者を定めそれぞれの責任を定めている。
これらに関するより具体的な方針及び手続は監査の品質管理規程細則に定めて適用している。

ケ．アからクまでに掲げる事項についての目標の設定、当該目標の達成を阻害する可能性のある事象（以下「リスク」という。）の識別及び評価並びに当該リスクに対処するための方針の策定及び実施

監査の品質管理規程において、品質目標の設定、リスクの識別及び評価並びに当該

リスクに対処するための方針及び手続きを定めて適用実施している。

コ．アからケまでに掲げる事項についての実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）及び当該モニタリングを踏まえた改善
監査の品質管理規程において、モニタリング及び当該モニタリングを踏まえた改善のための方針及び手続きを定めて適用実施している。

④ 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施について監査法人を代表して責任を有する社員による評価の結果及びその理由
品質管理システムに関する最高責任者は、品質管理システムの整備及び運用に関する責任者からの報告、及びモニタリング及び改善プロセスの運用に関する責任者からの報告を踏まえて品質管理システムの評価を行い、品質管理システムに関する重要な不備が検出されていないため、品質管理システムは業務の品質の管理の目的が達成されているという合理的な保証を監査事務所に提供していると結論している。

⑤ ④の評価の結果が、業務の品質の管理の目的が達成されているという合理的な保証提供していないことを内容とするものであった場合には、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置を改善するために実施した、又は実施しようとする措置の内容
該当なし

(4) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置
該当なし

(5) 直近において公認会計士法第 46 条の 9 の 2 第 1 項の規定による協会の調査（品質管理レビュー）を受けた年月
2025 年 10 月

(6) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることの確認
当監査法人の業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正である旨を確認しました。
理事長　山根武夫

5．公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。）又は他の監査法人との業務上の提携（法第 24 条の 4 又は第 34 条の 34 の 13 に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。）に関する事項
該当事項なし

6．外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項

該当事項なし

二．社員の概況

1．社員の数

公認会計士	特定社員	合計
5 名	－	5 名

2．重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
社員会	法人運営上の重要事項の決定	5 名	－	5 名

三．事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社員			公認会計士である使用人の数
		公認会計士	特定社員	計	
（主） なぎさ有限責任監査法人	大阪市中央区北浜 1 丁目 8 番 16 号	5 名	－	5 名	7 名

四．監査法人の組織の概要

組織図　添付

五．財産の概況

1．売上高の総額

	第 21 期 令和 6 年 4 月 1 日～ 令和 7 年 3 月 31 日	第 22 期 令和 7 年 4 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 31 日
売上高		
監査証明業務	103 百万円	114 百万円
非監査証明業務	72 百万円	70 百万円
合計	175 百万円	184 百万円

２．直近の二会計年度の計算書類

添付を参照

３．２．に掲げる計算書類に係る監査報告書

監査証明業務にかかる収入が 10 億円未満のため添付なし

４．供託金等の額

公認会計士法施行令第 25 条に規定する供託金の額	10,000,000 円
供託所へ供託した供託金の額（金銭及び有価証券の額）	10,000,000 円
保証委託契約の契約金額	
有限責任監査法人責任保険契約の点補限度額 （１事故／期間中）	10 億円／20 億円

５．供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容

引受けを行う者の商号又は名称	保険の種類	契約年月日	保険金の額 （１事故／期間中）
東京海上日動火災保険株式会社	公認会計士職業賠償責任保険	2025 年 9 月 15 日	10 億円／20 億円

六．被監査会社等（大会社等に限る。）の名称

株式会社焼肉坂井ホールディングス

鎌倉新書株式会社

淡陽信用組合

以上